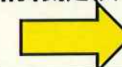


(参考) 個人事業者の業務上災害報告制度に係るイメージ図

報告義務※
(罰則なし)



情報提供



被災程度	考え方	個人事業者 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者等	
休業4日以上 の死傷災害	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		労働基準 監督署
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者等が把握した場合に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者等のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			
災害発生 の事実を伝達 することが 可能な場合	個人事業者が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者が災害発生場所管理事業者等に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者等が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者等のいずれも存在しない場合は、個人事業者自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満 等報告義務対 象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			

※ 災害発生場所において個人事業者が労働者と同じ場所で作業していた場合に限る。
また、被災者が中小事業の経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。